

平成 30 年 6 月

検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、「保医発 0531 第 3 号」により、下記項目につき検体検査実施料が平成 30 年 6 月 1 日より新規適用されることになりましたので、ご案内申し上げます。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬白

***** 記 *****

■新規保険収載項目

検査項目名	実施料	判断料	点数区分	備考
BRACAnalysis 診断システム	20,200 点	血液 125 点	「D006-2」 造血器腫瘍遺伝子 検査 (2,100 点×2 回) + 「D006-4」 遺伝学的検査の 「3」処理が極めて 複雑なもの (8,000 点×2 回)	BRACAnalysis 診断システムは、区分番号「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査の所定点数 2 回分、区分番号「D006-4」遺伝学的検査「3」処理が極めて複雑なもの所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定できる。 ア 転移性又は再発乳癌患者の全血を検体とし、PCR 法等により、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、BRCA1 遺伝子及び BRCA2 遺伝子の生殖細胞系列の変異の評価を行った場合に限り算定する。 イ 本検査は、化学療法の経験を 5 年以上有する常勤医師又は乳腺外科の専門的な研修の経験を 5 年以上有する常勤医師が 1 名以上配置されている保険医療機関で実施すること。 ウ 本検査は、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関で実施すること。ただし、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関との連携体制を有し、当該届出を行っている保険医療機関において必要なカウンセリングを実施できる体制が整備されている場合は、この限りではない。

以上